

令和 8 年 6 月 1 日

保護者の皆さま

岸和田市立城北小学校

校 長 仙石 晴彦

気象警報発令時の学校園の対応について（お知らせ）

気象庁等において令和 8 年 5 月 29 日から新たな防災気象情報が運用開始されました。

それに伴い、岸和田市教育委員会の通知が修正され、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため、以下のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 「暴風（雪）特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨（特別、危険）警報」

「氾濫（特別、危険）警報」が発令されている（発令された）場合

①午前 7 時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ 臨時休業

②午前 7 時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ 臨時休業

③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ 授業中止（授業の繰上げ等）

※別紙も併せてごらんください。

※台風の有無は従来通り関係ありません。

※大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合があります。

※授業が中止となった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる場合があります。

※上記以外の警報が岸和田市に発令された場合

⇒ （原則的に）平常対応

※子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合

⇒ 授業時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる

●給食の取り扱いについて

◇始業時間までに「暴風（雪）特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨（特別、危険）警報」

「氾濫（特別、危険）警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。

◇始業時間以降に「暴風（雪）特別警報」、「暴風(雪)警報」、「大雨（特別、危険）警報」

「氾濫（特別、危険）警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。